

市民編集委員のページ



男性の視点で男女平等を考えてみよう

男女共同参画という言葉が社会的に認識され、男女平等という価値観が世の中に浸透してきているといえる昨今です。その中で、一般的に男女平等の実現という、女性差別の是正と捉える人も多いのではないのでしょうか。

確かに、女性が法的にも社会的にも差別されてきたことは事実であり、その是正は必要不可欠です。しかし、男女平等を一方当事者の女性の側から捉えるだけでは不十分ではないでしょうか。女性が様々な局面で生活しやすくしていくべきなのはもちろんですが、その結果として男性が生活しづらくなってしまえば、極端に言えば、「男尊女卑」が「女尊男卑」に変わるだけで、真の意味での平等が実現できません。そこで、まずはひとつの事例を挙げて男性の視点から男女平等を考えてみたいと思います。

男性の顔の価値は低い？

男性視点の男女平等という意味で、京都地方裁判所（平成22年5月27日）で興味深い判決がなされました。

事件の概要は以下のようなものです。業務上の災害によって顔に大きな火傷を負った男性が障害補償給付の請求をしたところ、女性が同程度の障害を負った場合と比べて低い障害等級での給付処分がなされました。その判断に対して、原告の男性は、外貌の障害の等級について男女に差を設けることは、憲法14条1項に規定されている差別的取り扱いに当たると主張し、給付処分の取消しを申し立てたのです。

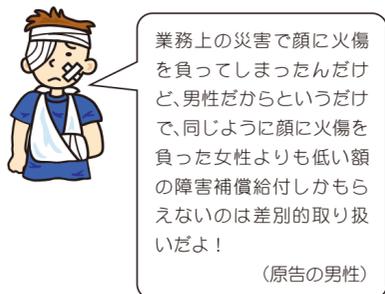
これに対して、京都地裁は、「障害等級表の本人差別的取り扱いを定める部分は、合理的理由なく性別による差別的取扱いをするものとして、憲法14条1項に違反する」と判断して、上記の給付処分を取り消しました。

まず、判決中にある憲法14条1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又

は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定しており、男女のどちらかを優先的に扱うのではなく、性別にかかわらず平等に扱うべきというのが大原則となります。

そして、労働者災害補償保険法施行規則の別表の障害等級表によれば、「女性の外貌に著しい醜状を残すもの」については、第7等級とされ、給付額は障害がある期間1年につき給付基礎日額の131日分の年金とされています。これに対して、「男性の外貌に著しい醜状を残すもの」については、第12等級とされ、給付額は、給付基礎日額の156日分の一時金と男性は女性に比して小額です。

これは、同程度の障害なのに、男性の等級を女性よりも低く扱い、男性の精神的苦痛を軽視するだけでなく、法律が、女性の容貌により価値があると認めたようなもので、上記の判決が言うように差別的取り扱いに該当するといえましょう。



業務上の災害で顔に火傷を負ってしまったんだけど、男性だからというだけで、同じように顔に火傷を負った女性よりも低い額の障害補償給付しかもらえないのは差別的取り扱いだよ！

（原告の男性）

あなたの言うように、労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の差別的取り扱いを定める部分は、合理的理由なく性別による差別的取り扱いをしていますから、平等原則を定めた憲法14条1項に違反します。

（京都地方裁判所）



男女の容貌は同価値？

では、逆に女性の視点から、容貌について男性と同様に扱われることについてはどうでしょう。仮に、上記の事例において女性が顔に障害を負った場合に、男性と同様に扱われるとしたら、そのことに対して違和感はないのでしょうか。突き詰めて考えていくと、社会生活上、男女の容貌は全くの同価値であると扱われるべきといえるのでしょうか。

男性用化粧品などの広告が近年増加してきたにしろ、やはり、化粧品など容貌に関しての商品や情報は相対的に女性に向けられたものが多いといえるでしょう。こうした商品や情報は、世の中の需要に応じて供給されるものであることから、女性は容貌に対して比較的男性よりも高い関心をもっていていると考えることが出来、多くの場合、男性より女性のほうが容貌について価値を見出していると考えられます。そのことからすれば、一般的には容貌(特に顔)が害された場合、女性の方が精神的苦痛は大きいものといえるのではないのでしょうか。

そして、これを前提にすれば、女性側から見た場合、容貌が害された場合に一般的には女性は男性と同様に扱われることに違和感あるいは抵抗感があり、社会的に見た場合、必ずしも男女の容貌は全くの同価値と扱うべきとはいえないのではないのでしょうか。

このように、法の理念と現実とが相容れないような場合に、どちらを優先させて考えるのかは、非常に難しい問題です。この判決のように、法の平等という理念から容姿の障害について男女で同じように扱うべきと考えるのか、それとも、現実として女性のほうが相対的に容姿に価値を見出している以上、女性の容姿をより重いものとして扱うべきと考えるのかという問題です。

本件では、女性が差別を主張する場合とは逆に、男性が差別を主張する事例で考え、男女の立場を交換して複眼的なものを見方をすることで、相手の立場に配慮したより適切な結論を出すことに資するといえるのではないのでしょうか。そして、このような複眼的なものの見方をすることが、真の意味での男女平等を実現する最上の方法といえると思います。

以下では、容姿の重要性の問題と同様に、男性よりも女性のほうが一般的に浸透度が高く、社会的に厚遇されているもうひとつの例として、専業主婦(主婦・主夫)の問題を取り上げてみたいと思います(一般的に容姿がより重要だと思われるのも、専業主婦として市民権を得ているのも「女性 > 男性」)。



専業主婦(主婦・主夫)とは？

広辞苑によれば、専業主婦とは「職につかず、もっぱら家事にあたる主婦」と載っています。これに対し、専業主夫という言葉は、専業主婦をもじって近年造られた用語であり、職につかず、もっぱら家事にあたる主夫のことを指します。専業主夫という存在は、2004年4月～6月にフジテレビ系列で放映され今でも度々再放送されている人気ドラマ「アットホーム・ダッド」(主演：阿部寛)などを通して広く知られるようになり、最近では今年4月に宇宙へ飛び立った山崎直子さんの夫がニュースで取り上げられたことなどでも話題となりましたが、専業主婦と比べると世間的にはまだまだ一般的な存在ではないのかもしれませんが。

時代劇などを観ると、日本では昔から武士である夫とそれを支える主婦の妻という夫婦の形態が一般的だったようにも思いますが、江戸時代には大多数の国民が農民の身分であり、農家において夫婦は共働きという形態が最も一般的でした。そのため、日本で主婦というシステムが生まれるのはサラリーマンという雇用形態が誕生する大正から昭和にかけての大都市部のことであり、「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という夫婦の形態が日本で一般的になってきたのは、実はここ100年にも満たないくらいのことなのです。それから戦後、従来の農村の仕組みが解体し、高度経済成長期にもなって、農村から都市部へと人口が移動することにより主婦層が全国に広まっていき、1975年(1920年以降の国勢調査で女性の働いている割合が最も低い時期)に専業主婦になる女性の割合はピークを迎えました。しかし、その後は女性の働く割合も増加し、専業主婦になる女性の割合は減り始め、結婚しても共稼ぎの夫婦の割合は増加傾向を示しています。つまり、現在の結婚適齢期といわれる世代の親世代にあたる団塊(およびその周辺)世代の専業主婦率の高さは戦後史の中でも特殊であったといえるため、現在の結婚適齢期にあたる世代の夫婦形態の現実とは乖離し始めており、女性は自分の母親が専業主婦だったからといって、自分も同じように専業主婦になれるとは限らなくなってきているのです。

専業主夫にも市民権を

妻の収入で生活する男性という、一昔前まではヒモと呼ばれたりもして蔑視される傾向が強かったのではないのでしょうか。ところが現在では、いわゆる主夫業に専念して活躍している男性の奮闘記が様々なメディアで取り上げられたり、インターネットのブログなどで発信されたりしていることによって、専業主夫の認知度も以前よりは高まってきているようにも思えます。

しかしながら、専業主夫をめぐる社会的環境は専業主婦と同じようになりつつあるわけではありません。例えば、同じように家事に専念していても、書類の職業記載欄に主婦という項目はあっても主夫はなく、男性であるというだけで無職と記載しなければならず、また、平日の昼間に商業施設へ買い物に行くと、男性というだけで仕事が休みなのかと決めつけられることが多く、出かけにくいような状況もあるようです。しかも、たとえ家事が得意で関心が高いとしても、男性が自ら専業主夫を志向していると公表することははばかられる状況もありますし、実際、当初から専業主夫を志向して専業主夫になった男性はほとんどおらず、結婚後に何らかの事情で専業主夫に転向した人がほとんどというのが現状です。

価値観やライフスタイルの多様化が叫ばれ、今日では男女それぞれの新たな価値観やライフスタイルの尊重も求められるようになってきているにもかかわらず、実際の男女の性別役割分業観には依然として根強いものがあります。けれども、真の男女共同参画社会の実現のためには、女性は家庭に入るべきで、男性は外で働くべきだという性別役割分業観の押しつけをやめ、たとえ男性であっても、家事が得意で関心が強いのであれば、専業主夫になりたいと予め堂々と公言できるような社会であるべきです。また、専業主夫に対しても専業主婦と同様の市民権が与えられるべきではないのでしょうか。

現在の女性の専業主婦志向

まず、2009年に内閣府が行った男女共同参画に関する世論調査(結婚経験の有無や男女の限定なし)によれば、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」への賛成割合は41.3%となっています。本調査を始めた1979年の賛成割合の72.5%に比べれば30年間で随分と減少傾向をみせているものの、内閣府はこの傾向を、女性の社会進出に対する意識変化に加え、夫婦で働かないと生活が苦しい経済状況も背景にあるのではないかと分析しています(なお、隣の横浜市では2009年の同様の調査で4年前の調査よりも18.9ポイント増加し、賛成割合が39%となっています)。

これに対し、2008年に実施された第4回全国家庭動向調査によれば、世帯の結婚経験のある女性が「夫は外で働き、妻は主婦業に専念」に賛成した割合は、1993年に本調査を始めて以来初めて上昇し、45.0%にのびました。年齢別にみれば、専業主婦率の最も高い60歳以上で半数を超えており、次いで29歳以下の若年世代で47.9%と前回調査よりも12%上回っています。この傾向のある専門家は、不景気や就職難、非正規雇用の増加で、若い女性が仕事を通して自己実現を果たすことが難しく希望を持ちづらくなり、仕事を続けていくことよりも専業主婦という選択肢のほうが魅力的に映っているのではないかと指摘しています。

女性が仕事を通して自己実現を目指したものの、現実には厳しく、将来に希望を持ちづらくなった場合、専業主婦を志向してしまうのは仕方ないこのようにも思えます。しかし、そうした場合でも、女性だから難しいと決めつけ、逃げ道のように専業主婦を志向するのではなく、また、企業や行政が待遇を改善してくれるのをただ待つのではなく、まずは仕事の面で声を上げていくことが女性全体の社会進出を促進することにもなりますし、男女共同参画の観点からも、女性であろうと仕事も専業主婦もどちらも自由に選べるという状況のほうが望ましいといえるでしょう。

編集後記

現在、女性に対して「女のクセに」と言うのは問題があるといふ認識されてきていると思います。しかし、男性に対して「男のクセに」と言うことに対しては、比較的寛容ではないのでしょうか。皆様はいかがでしょうか。この点、真に平等を実現するためには、どちらも許容されるべきではないと思います。今回は、男性が差別を主張するという事案を通じて、双方の立場に立って考える機会を持っていただきたいと思えます。

是非、男性であれば女性の立場に立って、女性であれば男性の立場に立って、あるいは異性と話しながらこのような問題を考えていただければ幸いです。

(龍崎)

今号の記事の編集に際しては、本市の専門委員でいらっしゃる金井淑子先生とお話しする機会をいただき、様々な御意見や御指摘をいただきました。

私自身も、金井先生が提唱されているように、「個人それぞれの差異を承認し、「不安なく異なっている社会」の実現という理念に共感するため、今号では専業主婦(主婦・主夫)をテーマとして取り上げ、女性だからというだけではなく、男性だからというだけで規範を押しつけられるものいかなるものかと思ひ、「女らしく、男らしく」から「自分らしく」あれる社会の実現のために、本号の記事を通して少しでも多くの方が改めて専業主婦(主婦・主夫)の問題に関心を持って下さったらいいなと思ひました。

(川瀬)